

# 兵庫県公報

平成24年11月27日 火曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

選挙管理委員会告示		ページ
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 .....		1

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈蔵

### 公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。  
別記第3号様式から第8号様式まで並びに第16号様式及び第17号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (選挙事務所の標札)

その 1 (候補者用)

その 2 (候補者届出政党用)

候補者 氏名 選挙事務所	平成何年何月何日執行 何 選挙	第何号の何
兵庫県選挙管理委員会 ㊟		

候補者届出政党名 選挙事務所	平成何年何月何日執行 何 選挙	第何号の何
兵庫県選挙管理委員会 ㊟		

- 備考 1 「第何号」欄には、様式その 1 にあつては、候補者の届出順位を記載するものとし、様式その 2 にあつては、県委員会が定める番号を記載するものとする。
- 2 県知事選挙を除く選挙にあつては、選挙区名を記載するものとする。
- 3 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。  
また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

## 第 4 号様式

## その 1 (候補者が用いる自動車・船舶の表示)

平成何年何月何日	執行	何選挙	第何号
	候補者	氏	名
		自 動 車	
	選 挙 用	船 舶	
			兵庫県選挙管理委員会 ㊦

- 備考 1 「第何号」欄には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
2 県知事選挙を除く選挙にあつては、選挙区名を記載するものとする。  
3 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。  
また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

## その 2 (候補者が用いる拡声機の表示)

平成何年何月何日	執行	何選挙	第何号
	候補者	氏	名
		選 挙 用 拡 声 機	
			兵庫県選挙管理委員会 ㊦

- 備考 1 「第何号」欄には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
2 県知事選挙を除く選挙にあつては、選挙区名を記載するものとする。  
3 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。  
また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

## その3（候補者届出政党が用いる自動車・船舶の表示）

平成何年何月何日	執行	何選挙	第何号
候補者届出政党名称			
選挙用自動車			
選挙用船舶			
兵庫県選挙管理委員会 ㊦			

備考 1 「第何号」欄には、県委員会が定める番号を記載するものとする。

2 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。

また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

## その4（候補者届出政党が用いる拡声機の表示）

平成何年何月何日	執行	何選挙	第何号
候補者届出政党名称			
選挙用拡声機			
兵庫県選挙管理委員会 ㊦			

備考 1 「第何号」欄には、県委員会が定める番号を記載するものとする。

2 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。

また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

第 5 号様式（乗車、乗船用腕章）

平成何年何月何日 執行 何選挙

候 補 者 氏 名

選挙運動員（乗車・船）

第何号の何

兵庫県選挙管理委員会 印

- 備考 1 「第何号」欄には、候補者の届出順位を記載し、「の何」欄には、候補者ごとに1から4までの枝番号を記載するものとする。
- 2 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。  
また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

第 6 号様式

その 1 (個人演説会用立札、看板の表示)

		第何号の何	
平成何年何月何日	執行	何選挙	
		候 補 者 氏	名
個 人 演 説 会 用			
兵庫県選挙管理委員会 印			

- 備考 1 「第何号」欄には、候補者の届出順位を記載し、「の何」欄には、候補者ごとに1から5までの枝番号を記載するものとする。
- 2 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。  
また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

その2 (政党演説会用立札・看板の表示)

		第何号の何	
平成何年何月何日	執行	何選挙	第何選挙区
候補者届出政党 名 称			
政 党 演 説 会 用			
兵庫県選挙管理委員会 印			

備考 1 「第何号」欄には、県委員会が定める番号を記載し、「の何」欄には、候補者届出政党ごとに1又は2の枝番号を記載するものとする。

2 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。

また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

第 7 号様式 (街頭演説用標旗)

第 何 号  平 成 何 年 何 月 何 日 執 行  何 選 挙  候 補 者 氏  名  街 頭 演 説  兵 庫 県 選 挙 管 理 委 員 会  印
--

- 備考 1 「第何号」欄には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
 2 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。  
 また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

第 8 号様式 (街頭演説従事用腕章)

平成何年何月何日執行 何選挙	
候 補 者 氏 名	
選 挙 運 動 員 (街頭演説)	
第何号の何	兵庫県選挙管理委員会 印

- 備考 1 「第何号」欄には、候補者の届出順位を記載し、「の何」欄には、候補者ごとに1から11の枝番号を記載するものとする。  
 2 執行年月日欄のうち、月日は省略することができる。  
 また、執行年月日欄は、「第何回」とすることができる。

第16号様式（選挙運動用ビラの証紙）

その 1（候補者用）

選挙運動用ビラ

平成何年執行 何選挙

番 号

兵庫県選挙管理委員会

- 備考
- 1 「番号」は、当該選挙に関して県委員会が候補者ごとに指定するものとする。
  - 2 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。
  - 3 選挙名及び委員会名については、略称を用いることができる。  
また、執行年欄は、「第何回」とすることができる。

その 2（候補者届出政党用）

選挙運動用ビラ

平成何年執行 何選挙

候補者届出政党用

第何選挙区 番号

兵庫県選挙管理委員会

- 備考
- 1 「第何選挙区 番号」は、当該選挙に関して県委員会が候補者届出政党ごとに指定するものとする。
  - 2 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。
  - 3 選挙名及び委員会名については、略称を用いることができる。  
また、執行年欄は、「第何回」とすることができる。

第17号様式（候補者届出政党の選挙運動用ポスターの証紙）

選挙運動用ポスター

平成何年執行 何選挙

候補者届出政党用

第何選挙区 番号

兵庫県選挙管理委員会

- 備考
- 1 「第何選挙区 番号」は、当該選挙に関して県委員会が候補者届出政党ごとに指定するものとする。
  - 2 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。
  - 3 選挙名及び委員会名については、略称を用いることができる。  
また、執行年欄は、「第何回」とすることができる。